

岩手県警察職員記章等の取扱いに関する訓令

(昭和42年7月1日警察本部訓令第11号)

〔沿革〕昭和49年11月警察本部訓令第15号、53年5月第4号、平成13年5月第17号、18年10月第26号改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察職員記章等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

岩手県警察職員記章等の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察職員(非常勤職員及び期限付臨時職員を含む。以下「職員」という。)の記章(以下「職員記章」という。)、職員の身分証明書(以下「身分証明書」という。)及び名札(以下「職員記章等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員記章の貸与等)

第2条 警察本部長は、職員に対し別表第1に定める職員記章を貸与するものとする。ただし、勤務の性質上必要がないと認める非常勤職員及び期限付臨時職員に対しては貸与しないことができる。

2 職員は、勤務中前項の職員記章を、上衣の左えり又は左上方の見えやすい位置に着用しなければならない。ただし、制服を着用した場合及び職務遂行上支障があると所属長が認めた場合は、この限りでない。

(身分証明書の交付申請)

第3条 警察官以外の職員は、身分証明書(様式第1号)の携帯を必要とするときは、職員記章等貸与(交付)申請書(様式第2号)により所属長を経由して申請するものとする。

(名札の貸与等)

第3条の2 警察本部長は、職員に対し別表第2に定める名札を貸与するものとする。

2 職員は、受付業務、各種相談業務、証明、許可事務等住民と対応する業務に従事するときは、前項の名札を上衣の左上方の見やすい位置に着用しなければならない。

(職員記章及び身分証明書の取扱い上の注意)

第4条 職員は職員記章等を譲渡し、交換し、又は貸与してはならない。

(職員記章等の紛失時の措置)

第5条 職員は、職員記章等を紛失し、又はき損したときは、職員記章等紛失(き損)届(様式第3号)により所属長を経由して届け出なければならない。この場合において、職員は、紛失し、又はき損した物品が職員記章であるときは、実費を弁償しなければならない。

(職員記章等の再貸与等)

第6条 職員は、職員記章若しくは名札の再貸与又は身分証明書の再交付を受けようとするときは、職員記章等貸与(交付)申請書により所属長を経由して申請するものとする。

(職員記章等の返納)

第7条 職員は、退職その他の理由により職員記章等を返納しようとするときは、職員記遅滞なく、職員記章等返納報告書(様式第4号)により所属長を経由して返納しなければならない。

(事務の処理等)

第8条 職員記章等に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。

2 警務部警務課長(この項において「警務課長」という。)は、職員記章等貸与(交付)台帳(様式第5号)及び職員記章等受払簿(様式第6号)を備え付け、職員記章等の貸与又は交付状況を明らかにし、これを管理しなければならない。この場合において、警務課長は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用

する方法をいう。)により職員記章等を管理することができる。

附 則

この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則 (昭和49年11月20日警察本部訓令第15号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和53年5月9日警察本部訓令第4号)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年5月21日警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月24日警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成18年10月24日から施行する。

別表第1



岩手県警察職員記章

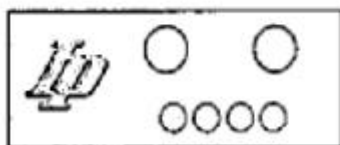
- | | |
|-------|------------|
| 1 大きさ | 直径11ミリメートル |
| 2 台地 | 銀いぶし |
| 3 文字 | 金張り |



岩手県警察非常勤職員及び期限付臨時職員記章

- | | |
|-------|-------------|
| 1 大きさ | 25×15ミリメートル |
| 2 材質 | アクリル樹脂(白) |
| 3 文字 | 緑 |

別表第2



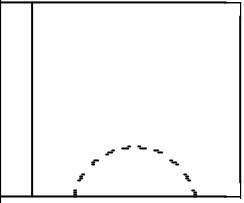
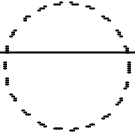

備考 姓を記載することとし、上段は漢字、下段はローマ字とする。

名札

- | | |
|-------|--------------|
| 1 大きさ | 25×60ミリメートル |
| 2 材質 | 金属板(銀) |
| 3 文字等 | マークは金地、文字は黒色 |

様式第1号(第3条関係)

(表)

6 セ ン チ メ ー ト ル		身 分 証 明 書	第 号
	 2.5センチメートル	所 属 氏 名	年 月 日生
	警察職員であることを証明する。 年 月 日		岩 手 県 警 察 本 部 長 
	9センチメートル		

(裏)

1 この証明書を他人に貸与してはならない。	
2 これを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。	
住 所	

様式第2号(第3条関係)

年 月 日	
岩手県警察本部長 殿	
所 属 階級(職) 氏 名	
印	
職員記章等貸与(交付)申請書	
品 目	1 職員記章 2 身分証明書 3 名札
申 請 理 由	
備 考	品目欄は、該当する番号を で囲むこと。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日	
岩手県警察本部長 殿	
所 属 階級(職) 氏 名	
印	
職員記章等紛失(き損)届	
品 目	1 職員記章 (番号) 2 身分証明書 (番号) 3 名札 (文字)
貸 与 (交付) 年 月 日	
紛 失 場 所 (き損)	
紛 失 (き損) 年 月 日	
紛失(き損)時 の 状 況	
備 考	品目欄は、該当する番号を で囲み、()内に番号又は文字 を記入すること。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

年 月 日	
岩手県警察本部長 殿	
所 属 階級 (職) 氏 名	
印	
職員記章等返納報告書	
品 目	1 職員記章 (番号) 2 身分証明書 (番号) 3 名札 (文字)
返 納 理 由	
備 考	品目欄は、該当する番号を で囲み、 () 内に番号又は文字を入 ること。

